

2014年9月30日

仙台市長 奥山恵美子 殿

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会
（愛称 条例の会仙台）代表 杉山裕信
住 所 仙台市太白区長町1丁目6-1(CILたすけっと気付)
電話番号 022-248-6054

仙台市の「障害者の差別解消に関する条例」をつくるにあたっての提案

謹啓 貴殿におかれましては、平素より障害者福祉へのご尽力に感謝申し上げます。

さて、ご存じのとおり、当会では「障害者の差別解消に関する条例」の制定について協議されている、仙台市障害者施策推進協議会を継続的に傍聴しております。

9月5日に行われた協議会では、私たちの要望にお答え頂いた部分も多く見受けられました。条例制定に向けた市としての前向きな姿勢を感じています。

その上でよりよい条例を作り上げるために、いくつかの提案をさせていただきます。

本来ならば直接お会いして提案するべきところ、今回議会中ということで時間が取れないとのお返事でしたので、文書にて失礼いたします。

是非、10月10日の協議会へ向けた検討の際に参考にさせていただきたいと思います。また、臨時委員として選ばれた杉山より直接協議会へ提案させてもらいたいと思っています。

宜しく申し上げます。

謹白

記

1. 条例制定へ向けた基本的な取り組みについて

仙台市が「障害者の差別解消に関する条例」をつくるということ自体を、もっと広報・宣伝していただきたい。

先進地の千葉・埼玉でさえ、条例の認知度は2割という報告がありました。仙台市でも現在こういった条例を作ろうとしているということ自体がまだまだ知られていません。仙台市民のより良い暮らしの為に制定する条例であるので、作る過程の段階から、より多くの一般市民に条例制定に興味を持ってもらい話し合いに参加してもらえるよう、市政だよりや新聞・マスコミなどを利用して、広報・宣伝していただきたい。

2. 障害者施策推進協議会に対する提案について

(1) 協議会への傍聴の呼びかけをもっと広く行うべきと考えます。

条例が浸透するためには、制定過程からより多くの人に関わったと感じられることが重要です。現在協議会の広報は、ホームページに掲載する等のいわば「待ち」の姿勢です。市が把握している障害者団体・福祉事業者へ、協議会の開催のお知らせ、傍聴の呼びかけを、電子メール等で積極的に広報していただけないでしょうか。沢山の方に傍聴してもらいた

いので、私ども条例の会仙台も微力ながらチラシ等を作り、広報の御協力をさせていただきます。

(2) 協議会の傍聴者にも発言できるようにしてください。

現在、施策推進協議会の傍聴者には発言権が与えられていません。本来の協議会の性格には反するかもしれませんが、条例制定についてより多くの方から意見を求める必要があるならば、一般市民もどんどん意見が言えて議論できる場にしていただきたい。

(3) 推進協議会の協議内容に、しっかりと委員の意見を取り上げて下さい。

10月10日(金)開催のレジメを事前に読ませていただきました。前回の協議会の中で、委員から、ココロンカフェの開催や運営の仕方、ココロンカフェで出た市民からの意見をどのように条例に活かすか等の多くの意見が出されましたが、10日のレジメには、ココロンカフェについては「報告事項」の扱いになっており「協議事項」には載っていませんでした。その他にも、条例の会仙台としても事前に意見書を提出しているにもかかわらず、10日のレジメにはほとんど取り上げられておりません。委員から出た意見に対して、もっと真摯に受け取っていただき、協議会の場で皆で協議しながら、その決定したことを、しっかりと反映させていただきたい。

3. (仮称) 障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ (愛称ココロンカフェ) に対する提案について

(1) 開催回数はもっと増やしてください。

開催回数が4回では足りません。もっと回数を増やした方がいいでしょう。大きいものもあれば、小さいものもあってもいいと思います。例えば、(11月に2回)、(12月に2回)、(1月に1回)、(2月に2回)、(3月に1回)の計8回は開催していただきたい。

(2) カフェの会場について

開催場所は本庁舎8Fホールが提案されましたが、その他にも、例えば、市街地にある仙台市市民活動サポートセンターを活用する、また、市民センターを活用し各区単位で開催することも検討してはいかがでしょうか。それから、一般企業に対する啓発活動になると思うのですが、私ども条例の会仙台と一緒に街角の喫茶店等でカフェができるような働きかけはできないでしょうか。

(3) 運営方法について

- ①主催は仙台市、企画・運営〇〇会といった形で、ココロンカフェの企画・運営を障害者施策推進協議会の所属団体等に、担っていただければいかがでしょうか。もちろん内容につき仙台市と打ち合わせを必要はあるでしょうが、そうすることによりココロンカフェの内容も幅広いものになり、回数がふえても対応できると思います。何より私たちの側が受け身の立場だけではなく、まさしく市民協働で作っていくことが大切と考えます。
- ②市・区社会福祉協議会に協力を呼びかけましょう。社会福祉協議会のつながりを生かしてもらい、地域団体へも働きかけをおこなったり、民生委員や町内会や商店街などにも参加の呼びかけをしていただきましょう。
- ③市民活動団体の独自企画も、互いの意思が一致すれば、ココロンカフェの一環として位置付けてはいかがでしょうか。条例の会では6月と9月に誰もが暮らしやすい街づくりフォーラムを開催しました。例えばそのような活動も、仙台市との共催事業・後援事業と

いうかたちで開催させていただき、市主催のコロンカフェと同等の意味合いで意見や報告を受け止めていただき、協議会の議論に反映させてはいかがでしょうか。

- ④出前講座をやりましょう。来ていただくのを待つだけではなく、小・中学校・高校・大学、障害者施設、医師会、弁護士、教育委員会、警察等との意見交換会。いろんな団体へ出かけて行ってはいかがでしょうか。以上のことを行うだけでも、コロンカフェの開催回数は、4回、8回などと言わず、条例ができるまでの間に100回でも200回でもできると思います。

(4) コロンカフェの内容について

タウンミーティング（市民対話集会）やワークショップの他、コロンカフェで、車イス体験や視覚障害の体験をやると、理解も深まると思います。また、不便さや怖さなども分かると思います。実際に車いすとかで、お店に行くのも良いと思います。

(5) 仙台市市民局市民協働推進課との連携について

カフェの手法については、「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に向けた市民公益活動促進委員会・市民カフェの取組が先行しています。そのノウハウを是非、仙台市障害者施策推進協議会の議論においても提供・共有して頂きたいと思います。そうすることにより、障害者分野でのカフェの開催をより効果的に進めることが出来ると思います。また、異分野での交流が図られることにより、互いの条例に対する理解が進み、お互いにとってプラスになります。

(6) カフェで出た差別事例の活用について

前回の協議会でも意見が出されていましたが、コロンカフェで出た事例が、どのように協議会での議論に反映され、条例の内容に活かされるか、その道筋を明確にしていきたい。

(7) コロンカフェの名称について

「コロンカフェ」の愛称が定着するまでは、仮称であっても「(仮称) 障害がある人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ」という言葉をメインにして使った方がいいと思います。「コロンカフェ」だけでは何がテーマのカフェかわからないので、カフェを開催しても参加者が集まらないのではないかという心配があります。

4. 広報について

- (1) 全ての福祉機関をはじめ、広く一般市民へ向けて、推進協議会のお知らせだけでなく、カフェやシンポジウムなどの広報もおこなって下さい。

現在、協議会の広報は、ホームページに掲載する等のいわば「待ち」の姿勢です。市が把握している全ての障害者団体・福祉事業者はじめ広く一般市民へ向けて、施策推進協議会の開催のお知らせ、傍聴の呼びかけ、コロンカフェ開催のお知らせ、シンポジウムのお知らせ等の条例制定に向けての取組みを、電子メール等で積極的に広報し、市民を巻き込む視点が大事ではないでしょうか。

5. 障害者施策推進協議会を傍聴して気が付いた点

- (1) 障害者施策推進協議会の臨時委員の肩書について

働いている事業所名が載っていた方は、事業者の代表の方かと、書類だけでは誤解しまし

た。当事者であるなら、どの障害の立場で参加しているのかも、明確にしていきたい。

(2) 臨時委員の増員について

今後、更に事業者・地域団体等に所属する方を3～4名増やすとのことですが、もう若干名の増員を検討していただきたいと思います。教育、労働、商品及びサービスの提供者、公共交通、建築・道路・清掃、福祉、医療、情報保障、不動産、商工会、弁護士会など、できるだけ幅広い分野の方の参加を期待します。

(3) 時間を決めて実施し、休憩を入れていただきたい。

しっかりした議論をするのはいいと思いますが、10時は遅すぎると思います。最初から長時間になることが分かっているのなら、途中休憩も入れてください。

(4) 当事者委員であっても、発言時間を守っていただきたい。

ハンディを考慮しても、司会か執行部かどちらかの方が、進行役としてルールに留意し発言していただくよう、もっとしっかり促すべきだと思います。

(5) 要約筆記のスクリーンの増設してください。

要約筆記のスクリーンは、耳が聞こえない人の情報保障だけの役割ではなく、声が小さい人の話や、言語障害のある方の声を理解する一助になる場合もあります。誰でも話が分かりやすくなるという視点からも、委員の人もスクリーンが見えるように配置するため、3台は設置が必要だと感じました。

以上